

旭川医科大学留学生及び外国人研究者向け借上宿舍等費用支援要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年1月16日学長裁定)

旭川医科大学留学生及び外国人研究者向け借上宿舍等費用支援要項の一部を改正する要項

旭川医科大学留学生及び外国人研究者向け借上宿舍等費用支援要項(令和5年9月6日学長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(目的)</p> <p>第1 この要項は、旭川医科大学(以下「本学」という。)に在籍する外国人留学生(以下「留学生」という。)、<u>旭川医科大学外国人研究者受入れ要項(平成16年4月1日学長裁定)第2に定める外国人研究者(以下「研究者」という。)</u>等が安心して充実した留学生活や研究生活を送るため、借上宿舍等費用の一部を支援することを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年1月16日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>外国人研究者の定義を明確にするため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1 この要項は、旭川医科大学(以下「本学」という。)に在籍する外国人留学生(以下「留学生」という。)、外国人研究者(以下「研究者」という。)等が安心して充実した留学生活や研究生活を送るため、借上宿舍等費用の一部を支援することを目的とする。</p> <p>(略)</p>